

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称		砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法																		
規制の名称		輸入加糖調製品の独立行政法人農畜産業振興機構との義務売買を通じた売買差益の徴収措置の新設																		
規制の区分		新設																		
担当部局		農林水産省農産局地域作物課																		
評価実施時期		令和５年１０月～令和５年１２月																		
事前評価時の想定との比較		当該規制は、糖価調整法により、平成３０年１２月３０日（ＣＰＴＰＰ発効日）から、加糖調製品を新たに調整金の対象とし、これを財源として、輸入に係る粗糖の独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の売戻価格を引き下げる（調整金を軽減する）ことを通じて国内産糖の競争力強化を図ることを目的として設定された。なお、加糖調製品の調整金は国際約束の範囲内で徴収することになっており、具体的にはＷＴＯ譲許税率と関税暫定措置法に基づいて設定される暫定税率の差額分を徴収している。当該規制について、事前評価時との比較において社会経済情勢の変化は想定外のものを含め起こっていない。																		
直接的な費用の把握		要素																		
	遵守費用	輸入申告者が機構との加糖調製品売買に要する費用（人件費）：約 9,000 万円 合計：約 9,000 万円																		
	行政費用	輸入申告者と機構の加糖調製品売買の管理システム改修費：約 6,500 万円 システムの保守費用等：約 1,700 万円 当該規制導入に伴う説明会や派遣労働者の賃金等：約 2,000 万円 合計：約 1 億円																		
直接的な効果（便益）の把握		加糖調製品からの調整金徴収は、以下の表のとおり砂糖の調整金を軽減することで国内産糖の価格の引下げに寄与しており、国民負担の軽減に繋がっている。 <table><tr><td></td><td>令和元砂糖年度</td><td>令和２砂糖年度</td><td>令和３砂糖年度</td><td>令和４砂糖年度</td></tr><tr><td>砂糖の調整金の軽減額（円/kg）</td><td>3.4</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.9</td></tr><tr><td>砂糖消費量（千 t）</td><td>1,721</td><td>1,710</td><td>1,746</td><td>1,750</td></tr></table>					令和元砂糖年度	令和２砂糖年度	令和３砂糖年度	令和４砂糖年度	砂糖の調整金の軽減額（円/kg）	3.4	3.0	3.0	3.9	砂糖消費量（千 t）	1,721	1,710	1,746	1,750
	令和元砂糖年度	令和２砂糖年度	令和３砂糖年度	令和４砂糖年度																
砂糖の調整金の軽減額（円/kg）	3.4	3.0	3.0	3.9																
砂糖消費量（千 t）	1,721	1,710	1,746	1,750																

	<table><tr><td>消費者負担の軽減 (砂糖価格の引下げ)(億円)</td><td>61.3</td><td>53.7</td><td>54.8</td><td>71.5</td></tr></table>	消費者負担の軽減 (砂糖価格の引下げ)(億円)	61.3	53.7	54.8	71.5	
消費者負担の軽減 (砂糖価格の引下げ)(億円)	61.3	53.7	54.8	71.5			
	注) 砂糖年度とは当該年の 10 月から翌年の 9 月までの期間 また、加糖調製品からの調整金を国内産糖への支援に充当することで、国内の甘味全体の需要量に占める砂糖のシェアを加糖調製品から奪還。 <table><tr><td>平成 30 砂糖年度</td><td>砂糖約 59%</td><td>加糖調製品約 12%</td></tr><tr><td>→ 令和 4 砂糖年度</td><td>砂糖約 61%</td><td>加糖調製品約 11%</td></tr></table>	平成 30 砂糖年度	砂糖約 59%	加糖調製品約 12%	→ 令和 4 砂糖年度	砂糖約 61%	加糖調製品約 11%
平成 30 砂糖年度	砂糖約 59%	加糖調製品約 12%					
→ 令和 4 砂糖年度	砂糖約 61%	加糖調製品約 11%					
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響や波及的な影響はない。						
考察	当該規制により、遵守費用及び行政費用が発生したが、加糖調製品からの調整金を財源として輸入粗糖の調整金負担を引き下げることで、両者の価格差を縮小させ、国内の甘味全体の需要量に占める砂糖のシェアを加糖調製品から奪還し、甘味資源作物の再生産確保と国内産糖の安定供給に資するとともに、砂糖の製品価格が引き下げられることで上記費用等を大幅に上回る便益が生じている。 このことから、当該規制は引き続き必要であると考えられる。						
備考							